

第 7 期川崎市・各区地域福祉計画の策定について

1. 地域福祉計画の位置付け

- ・社会福祉法第 107 条に規定する市町村計画で、策定について努力義務がある。
- ・「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられている。
- ・現行の第 6 期計画においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、関連個別計画を横につなぎ、地域福祉の向上を図るための計画と位置付けている。

2. 第 7 期地域福祉計画の策定に向けた考え方

- (1) 第 7 期計画策定に向けては、「個別支援の充実」と「地域力の向上」の更なる推進に向けて、地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本的な視点と計画の基本目標を合わせ、地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画として位置付けを高めていく。
- (2) 第 7 期計画については、計画期間を令和 6 から 8 年度までの 3 年間とする。
 なお、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」では、第 2 段階（システム構築期）を団塊の世代が後期高齢者となる「2025 年」としており、その後の第 3 段階（進化期）においては、これまでの取組を詳細化して、さらに推進していく。
- (3) 「成年後見制度利用促進計画」については、第 6 期から地域福祉計画の一部として位置付け、一体的に策定している。



※今後、計画体系図については、第 7 期計画の中で検討

3. 地区カルテ等を活用した地域マネジメントの更なる推進

- (1) コミュニティ施策と連携を図りながら、小地域での自治を推進し、互助を支える仕組みづくりを進めるため、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを引き続き、推進する。
- (2) 取組の推進に向けては、「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」の地区担当エリアの状況も踏まえ、社会福祉協議会と連携して推進するため、引き続き、地域の状況を把握するための基本的な単位を「地域ケア圏域」として、地区社会福祉協議会をベースとした市内 44 圏域とする（麻生区は民児協区）。
- (3) 区地域福祉計画には、「地域ケア圏域」ごとの地区概況を記載する。
- (4) なお、第 6 期計画から、「地域ケア圏域」について介護保険制度上の「日常生活圏域」と同一としている。
- (5) さらに、取組の推進に向けた業務のイメージについて、「地域包括ケア推進のための地域マネジメントの考え方と取組の実践例」を踏まえ、地域ケア圏域を意識しながら地域づくりを進めるため、区役所内で、各区の実情に応じて、地区ブロック会議、地域情報交換会、職員研修等に取り組み、好事例を横展開していくなど、地域マネジメントの取組の充実を図る。

4. 「第 7 期市・区地域福祉計画策定・推進指針（案）（R5 年 6 月策定予定）」について

- ・「策定・推進指針」は、主に区計画の策定の事務局となる地域みまもり支援センターの職員等が、基本となる事項について、全区が共通認識を持ち計画を策定できるようにまとめたものである。
- ・上記「3. 地区カルテ等を活用した地域マネジメントの更なる推進」の内容については、指針に盛り込み、「策定・推進指針」として策定する。
- ・「策定・推進指針」をもとに、市計画と整合を図りながら、各区において、区計画の策定を進めることとする。

5. 第 7 期地域福祉計画策定スケジュール

（令和 4 年度）

- ・「地域福祉実態調査報告書」のとりまとめ

（令和 5 年度；市計画部分）

5 月 3 0 日	社会福祉審議会総会、第 1 回地域福祉専門分科会（委員選任）
6 月 9 日	第 2 回地域福祉専門分科会（課題整理、基本目標等の検討）
7 月下旬頃	第 3 回地域福祉専門分科会（取組課題の検討等）
1 0 月中下旬頃	第 4 回地域福祉専門分科会（計画書案の検討等）
1 1 月頃	政策調整会議への付議、健康福祉委員会への報告
1 2 月頃～	パブリックコメント
1 月中旬頃	説明会の実施
3 月中旬頃	第 5 回地域福祉専門分科会（計画書の検討等）、計画書策定